

公 示

次のとおり、提案書の募集を行います。

令和 6 年 10 月 7 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門参事官 小林 雅彦

1 業務名

女川宿舎（仮称）整備事業

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 環境省における令和05・06年度一般競争入札参加資格（建設工事等）の「建築工事」又は（測量・建設コンサルタント等）の「建築関係建設コンサルタント業務」に係る認定を受けている者であること。
- (5) 事業者募集要領（別記）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 実績・資格等

I. 単独事業者

- ①宮城県に営業所等を置いていること。
- ②宅地建物取引事業者の免許を有すること。
- ③建築工事業の許可を受けていること。
- ④元請けとして次の施工実績を有すること。
 - ・住宅の新築工事を年間5棟以上（直近5年間）
- ⑤建築士事務所登録を行っていること。
- ⑥建築士事務所（元請け）として、次の設計及び工事監理の実績を有すること。
 - ・住宅の新築工事（直近5年間）
- ⑦上記⑤及び⑥は、同要件を満たす建築士事務所に委託する場合は不要とする。

II. グループ

①代表事業者

- 1) 宮城県に営業所等を置いていること。
 - 2) 宅地建物取引事業者の免許を有すること。
 - 3) 建築工事業の許可を受けていること。
 - 4) 元請けとして次の施工実績を有すること。
 - ・住宅の新築工事を年間5棟以上（直近5年間）
- （グループとしては年間7棟以上（構成員実績の総和）となることが必要。）

②施工を担当する構成員（施工事業者）

- 1) 宮城県に営業所等を置いていること。
- 2) 建築工事業の許可を受けていること。
- 3) 元請けとして次の施工実績を有すること。
 - ・住宅の新築工事を年間5棟以上（直近5年間）
- 4) 上記3) の施工実績は、各構成員が有する実績（各1棟以上）の総和とすることができる。

③設計・工事監理を担当する構成員（設計・工事監理事業者）

- 1) 建築士事務所登録を受けていること。
- 2) 次の設計及び工事監理の実績を有すること。
 - ・住宅の新築工事を年間3棟以上（最近5年間）

3 契約候補者の選定方法

「女川宿舎（仮称）整備事業」に関する事業者募集要領に基づき、提出された提案書等について審査を行い、採択事業者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

4 事業者募集要領の交付及び問い合わせ先

(1) 事業者募集要領の交付

原子力規制庁ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「調達情報」から「委託契約」>「企画競争・公募等」より件名を選択し、募集要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/itaku/index.html>

(2) 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル18階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 担当 金井 菜々子

TEL：03-5114-2103

E-mail : kanai_nanako_6as@nra.go.jp

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加者に対して、同募集要領に係る説明会を実施する。

(1) 日 時 令和6年10月16日（水）13時30分

(2) 場 所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室
東京都港区六本木1丁目9番9号

(3) 資 料 募集要領等の資料は各自持参のこと。

※1 令和05・06年度一般競争入札参加資格の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

※2 1社3名までとするが、参加人数多数の場合は1社1名とする。

6 提案書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受 付 先 4(2)に同じ

(2) 提出期間 令和6年10月7日（月）～令和6年10月21日（月）

(午後5時必着)

- (3) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要領等に関する質問書」（様式1－1）に記入し、電子メールにて提出すること。
- (4) 回 答 令和6年10月25日（金）より、ホームページで随時公表する。

7 提案書等の提出期限等

(1) 参加表明

- ①提出期間 令和6年10月22日（火）～令和6年10月31日（木）
(当日消印有効、午前9時～正午及び午後1時～午後5時。（土・日・祝日を除く。))
- ②提出先 4（2）と同じ
- ③提出方法 募集要領に定める様式2－1から様式2－8を正1部、副1部用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

(2) 提案書等

- ①提出期限 令和6年11月29日（金）（当日消印有効、午前9時～正午及び午後1時～午後5時。（土・日・祝日を除く。))
- ②提出先 4（2）と同じ
- ③提出方法 募集要領に定める様式3－1から様式3－6を正1部、副1部用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

8 提案書に関するヒアリングの開催

日時及び場所については事業者と調整の上、令和6年12月4日（水）～令和6年12月9日（月）の間に行う。資料については提案書を使用することを基本とし、追加で資料を用いることも可能とする。

9 提案書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の提案書等は、無効とする。

10 その他

本公示に記載なき事項は、事業者募集要領による。

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。